

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条及び附属書 B の 5 (a) 並びに貿易の技術的障害に関する協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。 〕

人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量の
設定について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 3 項ただし書に規定する、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を設定する予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を設定する件

2 対象

食品用器具・容器包装

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 3 項ただし書に規定する、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を設定する。

4 施行予定日

2020 年夏頃に施行予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2487
FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO 事務局から配付された後 60 日間